

## 令和3年第9回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和3年9月17日	午前10時00分
	散 会	令和3年9月17日	午後2時53分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	欠	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	出	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

12番	座間味 栄 純	13番	喜 納 政 樹
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住民課徴収対策班長	新 垣 邦 夫	住民課課税班長	玉 城 慎
福 祉 課 長	大 城 尚 子	子育て支援課長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

# 議 事 日 程

9月17日（金）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 9番 仲宗根 須磨子 議員 2. 13番 喜 納 政 樹 議員 3. 1番 仲 程 清 議員

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。9番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子

1．本部幼稚園、本部小、中学校の通学路にある危険箇所について

2．コロナ禍における、県、国からの支援金の町民への周知、申請受付のあり方について

3．謝花第2団地に生じている問題点について

一般質問に入る前に、一言所信を述べたいと思います。コロナ禍の中、やはりいろんな事態が生じてきます。刻一刻と変化する事態に、最善の方法で対応できるよう、私たちも力を合わせて頑張ってみましょう。それでは議長の許可を得ましたので、仲宗根須磨子、一般質問元気よくまいりたいと思います。3点ございます。

質問事項1．本部幼稚園、本部小学校、本部中学校の通学路にある危険箇所について。質問の要旨、本部幼稚園、本部小学校、本部中学校の通学路に危険と思われる箇所が幾つかあります。水路のガードレールが破損してなくなっている箇所や腐食してガードレールの鉄板がめくれ上がり、固くて手では取り除けない状態になっているところもあります。子供たちの目線に立つと、それが顔を傷つけたりする危険も予測されます。そういう事故を未然に防ぐために調査、対策をする予定があるか伺います。

質問事項2．コロナ禍における、県、国からの支援金の町民への周知、申請受付のあり方について。質問の要旨、県や国からの数種類の支援金があるにもかかわらず、本町では町民に情報が十分に周知されていないという状況にあります。あるのが分かっている人でも、どれが自分たちに当てはまるのか、あるいは申請の仕方そのものが分からないという声が多くあります。窓口は商工会になっていますが、町当局も商工会と連携して町民のために広く周知させることや、申請の仕方をアドバイスすることに取り組むべきだと思うがどうか。

質問事項3．謝花第2団地に生じている問題点について。質問の要旨、新しくできた謝花第2団地は、外観が明るいレモンイエローで、駐車場も広く遊具もあり、まさに子育て世帯を支援するのにふさわしい、すばらしい建物だと思っています。しかし、そこに住んでみないと分からない、プライバシーや防犯上の問題等が生じてきています。それにどのような対処していくのか、お伺いします。二次質問は、席に戻ってから行います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。冒頭仲宗根須磨子議員よりございました。このコロナ禍の中ですけれども、町の役場の行政当局、職員一丸となってこの難局を乗り越えるために、常に新しい局面が出たときに、迅速な対応をやるというようなことで、そのような心構えで業務に邁進しているところであります。議会当局もそして行政当局も含めて、ともにこの難局を乗り越えることができればと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは仲宗根須磨子議員に、元気よく答弁をしていきたいと、このように考えております。

1点目の通学路における危険箇所の調査及び対策についてであります。町道、農道及び里道につきましては本部町が、国道及び県道は沖縄県が日頃より日常的に道路のパトロールを目下、行っており危険箇所について、対応の緊急性の高いものについて、危険箇所の度合いによりまして、高い順から順次対応をしているところであります。

しかしながら、集落内の里道等、日常的なパトロールでは十分な危険箇所を把握することができない部分もございます。そういった部分につきましては、行政区のほうからも状況、聞き取りも行いながら、その危険箇所の把握に努めてまいりたいとこのように考えております。

今後とも沖縄県と情報共有を図りながら、安心安全な通学路を確保できるよう対応してまいりたいと、このように考えております。

2点目の質問にお答えいたします。コロナ関連の支援につきましては、県による支援金といたしまして、感染拡大防止対策協力金、大規模施設等協力金、観光関連事業者等応援プロジェクト支援金、酒類の販売事業者支援金、宿泊事業者の感染防止対策等の支援金など、たくさんの支援金があります。また、国の支援といたしましては、月次支援金や雇用調整助成金等がございます。

住民への周知につきましては、本部町のホームページや商工会のホームページへの掲載及び、商工会会員への会報誌などにより周知を徹底しております。また、FMもとぶをとおして、商工会と連携しながら、十分な対応ということで、目下行っているところであります。

農林水産業関係につきましては、農業を元気にするネットワークの開始、あるいはまた水産組合の組合費等に対しましては、漁業組合を通じて、その周知をしているところであります。

申請時における支援体制につきましては、商工会及び本町において、きめ細やかな申請等のいわゆるサポートを行っているところであります。今後も商工会を中核とし、本町との連携をさらに図り、コロナ支援対策の周知及び、申請サポート等を行ってまいりたいと考えております。

3点目の謝花第2団地の質問についてお答えいたします。謝花第2団地は、北部振興策事業を活用いたしまして、子育て世代を対象に、特に定住促進を目的とした施設でございます。部屋の間取りについても3LDKと広く、そして敷地内に東屋や遊具も備え、環境に恵まれたすばらしい団地であると、このように認識しております。また外周には、外部からの侵入を防止するために柵を設置したり、あるいは高い防犯効果を発揮しようというようなことで、その柵もしっかりしたものを設置しております。

謝花第2団地は、総事業費3億7,500万円を要し、本町におけるモデル的な団地であると、このように認識しております。また、入居者を募ったところ、12世帯の募集に対しまして、45世帯の応募があったことも事実でございます。プライバシーの件ですとか、防犯上の課題があるとするれば、行政区長を通じながら、現状の課題を整理し、そして対応していきたいと思っております。なお、区長に確認いたしましたところ、12世帯全てが行政区に加入いたしまして、しっかりと行政区と連携しながら、活動を展開しているというようなことで、区長はとても喜んでおりましたので、付け加えてご報告申し上げます。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 まず1点目の通学路の危険箇所についてから、質問いたします。

この通学路というのは、満名川から渡久地東地区の間にある、小さな道なんですけれども、そこは県の管轄なんですか、どうなんでしょうか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

小さい道といいますと、どの辺りなのか。渡嘉敷商店から山里に上っていくところは県道になります。ほかの道は町道になります。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 小さな道のほうですね。私が今言っているのは、では町の管轄ですね。その道の先ほども言ったようにガードレールがめくれ上がって、例えば手で触ると傷つくぐらいの硬さになっている箇所もあります。そしてガードレールが外れているところもあるし、それは応急措置でロープでやったりはしているんですけど、ロープもそんなに頑丈なものではないので、そういう危険箇所が五、六か所ありましたので、それは早急に修理するなりするよう、対応をしてほしいと思います。

一番、先にやってほしいのは、固くなった鉄板が、大人の目線では分からないんですけど、子供たちの目線になると、例えばふざけ合って押し合いとかして、そこに顔をぶついたら、顔も傷つくような固さですし、目などもしついたら大変なことになるので、一番最初にやってほしいことはそれだと思いました。それから優先順位をつけてやるように希望します。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午前10時13分)

再開します。 再 開 (午前10時13分)

9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 その道の危険な箇所を早く修理するようにお願いいたします。それではこれは終わりました、次に進みます。

支援金の周知がまずできていないということを、私はとても感じています。商工会は周知しているとか、おっしゃっているんですけども、周りの業者の方々に声をかけると「全然知らない」とか「こんなのがあったの」とか、まだまだ周知されていないという感じがあります。そういう中で、もちろん分かる人たちは分かって、いろいろと複数の支援金を受け取っていますけれども、分からない人たち、あるいは手続の仕方が分からない人たちは全然受け取れなくて、本当に困っている人のところに業者のところに支援金が行き届いていないという状況があります。この支援金が届く、受け取れることによって、この苦境を生き残れるかもしれないのに、本当に必要な人のところに届くような対策をしてほしいと私は思うんです。例えば、お隣の今帰仁村ですと、チラシを配って、こういう支援金がありますとポスティングして、それでも連絡がこないところは、わざわざ電話して、「こういう支援金がありますけど、申請しましたか」と、そこまでやっているんです。でも本部町では、そういうのが全くできていないというか、見受けられないんです。

分かる人のところだけ分かって、分からないところは全然分からない。それはとても不公平じゃないかという思いがして、そういう質問に至っております。

新聞報道でもあったように、西原町でしたか、役場の中でこの支援金に対しての事業者に対しての説明会や、申請の仕方のサポートをする会を立ち上げてやっているという報道もありましたので、本部町でも商工会と連携をして、そういう仕組みをつくるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 9番、仲宗根議員にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁の中にもありました。商工会のほうでは、現在もコロナ支援の申請サポートを行っているということで、商工会のほうからは聞いております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 私の調べた範囲では、それを行っていても十分ではないということです。実際、いろんな声を聞きます。申請したけど、「該当しない」と言われたとか、去年、一昨年の売り上げに比べて50%以下になっているのであれば、これは該当するんだよということと言うと、そうなのかと、再度行って、2回目は同じ書類なのに、受け付けられたという、そういう状況もあると。これどういう基準があるのか分からないし、基準を一定にしてほしいし、同じ業者でありながら、向こうの業者はできたのに、なんでこっちはできないのという不満もあります。そういうところを整備して、ちゃんと基準を一定にしてやってほしいと。そしてこの商工会の申請の在り方についても、役場も先ほどは西原町でしたか、西原町のこの説明会やら、業者に対してのサポートをするチームをつくって、商工会とタイアップして公平にやるべきじゃないのかという思いがしております。

今、私の把握しているのと、町当局の把握している情報が食い違っていますので、これまず調査して、公平にまずこの町民、町全体の業者に公平に行き渡るようにするのが、この役場や商工会の努めではないかと思っております。今後、調査してやる予定とか、そういうのがあるか伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

商工会の会員の方々には、広報の中でもいろいろチラシを入れて、お知らせをしている商工会からの情報を今、もらっております。会員じゃない方々も、多分いるかと思っておりますので、これまた個人情報関係もあるので、その辺も検討しながら、商工会と一緒に申請関係、手続できるようにやっていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 一日でも早く公平に、そういう支援が受けられるような体制をつくるように強く望みます。今、商工会のやるべきこと。1. 善良な町民が一生懸命できますよとやっている状態なんです。今現時点でも、あそこも知らなかったと、あそこはやりたいけど、やり方

が分からないと。でも商工会は教えてくれない。だからどうすればいいのかと。そういう人たちのところを、善良な方が教えて回っているという状況です。それは商工会のする仕事であって、一町民に任せるような、そういう類いのものではないと私は思うので、一日でも早く西原町のような体制をつくって、公平に周知して、公平に申請も受け付けする。そういう体制をつくってほしいということなんです。一日も早い対応を望みます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 支援金の制度と仕組みができたときに、どこの地域よりもいち早く役場内に、支援申請のプログラムチームを我々も昨年走らせました。それを中心として、支援の申請が分からない町民に手伝いしようというようなことで、班長クラスを中心としたプロジェクトチームをやっていって実際にやっておりました。その流れの中で一定程度、その申請の方法が行き渡ってきたなということで、商工会とも相談しながら、商工会のほうで組織を拡充して対応しようというようなことで、一つはそういう流れできております。

また、商工会員から外れている農林関係については、役場のほうで離島も含めてですけれども、数10件手伝ったというふうなことなども聞いたこともあります。約30件ぐらいは手伝ったのかな。そんな中でまたいろんな事情を聞いてみますと、個人でネットを使って申請する部分が多いので、若い皆さんが隣近所を手伝いながらやっているというような情報もあって、我々としては申請の手続等については、随分と行き渡っているものだというような、そういう認識でおりました。議員おっしゃるように、まだ十二分にその知識がなくて、申請でき得ていない方がおられるのであれば、また議員のほうからも情報をいただきたいですし、そして各部署からそういった方がいるのであれば、また役場のほうにも足を運んでいただいて、商工会にも足を運んでいただいて、我々としては懇切丁寧に対応をしながら、できるだけ支援を受けられるような、そういう体制をつくり上げていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 最初のころ、プロジェクトチームを立ち上げて一生懸命やっていたのは分かりますけど、今の時点にきて、まだまだ周知されていない、分からないという業者の方々がたくさんいらっしゃいますので、またこういうプロジェクトチームを立ち上げて周知する。そのことから始めていただきたいと思います。

この支援金があることによって、業者が生き残れたら町自体の財政の運営にもとてもいい影響を与えると思うので、もしこの支援金がないことで、にっちもさっちもいなくなって、なりわいが潰れたというところがありますと、これは町の行政にも跳ね返ってくることなので、早い対応をよろしくお願いいたします。

商工会に聞きますと、こういう通知は、商工会の入り口に置いてあると言っているんですけど、置いてあるだけでは、そこに置いてあることさえも分からないんです、住民は。これをまたFMもとぶなり、そういうもので「そこに置いてあるから来てください」と、放送するのもいいし、この間やっていたとは思いますが、ラジオを聞かない人はまた分からないままに終わります。

す。そういう周知の仕方、まず一つ工夫したらいいのかと思います。ラジオを聞かない方には、分からない。どんなに努力しても、伝わらないところには伝わらないと思うかもしれませんが、今この支援は今必要であって、今やらないと何の結果も恩恵も受けられず、結果も出ないわけですから、そういう周知、まずは周知する。分かってあと、申請するかしないかは、その業者の方々の裁量ですので、商工会、役場にあることはまずは周知すること。これが一番の問題です。今、コロナ禍の中、土日職員全部駆り出されてワクチン接種の件で、大変な時期だとは思っています。そういう時期に、例えばこういうことがあるよって、今帰仁村みたいにチラシをポスティングするとか、大変それは苦しいことだと思います。そういうときにこそ、私たち議員にも声をかけてほしいんです。ポスティングぐらいなら、私たち議員もやります。そういう協力体制はやりますので、みんなで力を合わせて、今のこの困難を乗り越えるために、小さなことかもしれないけど、そういうことを提案してくれればやりますので、ぜひ企画をしていただきたいと思えます。

それでは次に行きます。謝花第2団地、本当にすばらしい団地ですよ。私も現場踏査で、でき上ったのを見に行ったときに、ここに住みたいと思うくらい、本当にすばらしい建物です。だけれども、ここに住んでみないと分からない問題が生じていますので、そのことについて、お話ししたいと思います。

やはりプライバシーの問題ですね、まず。ベランダのほうなんですけれども、あまりにも駐車場が近すぎて、洗濯物を干すとか、布団を干すとかやるときに、頻繁にこう住民の方と顔を合わせると。そういうことで、まずプライバシー、そして夜になるとこの目隠しのシートを張っていても、家の中は透け透けだよと。見えると言われたらしくて、それで初めて住民の方も気づいたそうなんですけれども、そういうプライバシーがまず守られていないということがあります。そしてベランダの塀も低いというか、風通しはすごくいいんですが、防犯の面からいうと、この間こういうことがあったそうです。男性の人が夜に、干してある洗濯物に手を伸ばして盗ろうとしていたとか、そういうこともあって、ちょっと怖いという訴えがありました。ですから、このベランダの柵、塀ですね。小学生でも登ってこれるような高さだというので、その上にもうちょっと柵をプラスして、すぐに乗り越えられないような防犯対策をとるとか、あるいはネットをやるとかの方法はないものかと言っておりましたが、その辺に関してはどうお考えかお聞きいたします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

入居後の個人のプライバシーや防犯上の対策については、個々に相談を行いながら、本部町営住宅設置及び管理条例第28条並びに施行規則第20条の規定により、入居者から模様替え申請を提出していただき、内容を精査後に許可を行うという対応になっております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 模様替え申請を受けて、内容を精査して適当であればできるというこ

とですね。その費用は入居者が持つのでしょうか。そういうことですね。それは新築で手を加えたくないという思いもありますけど、防犯上、あるいはプライバシーの観点からいうと、新築に入って、初めて分かることであって、構造上この防犯の上で問題があるというのであれば、これは入居者が負担すべきものなんでしょうか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 9番、仲宗根須磨子議員にご説明します。

今、建設課長からも説明があったとおりであります。建物の構造上で例えば防犯機能が非常に支障があるというようなことがあれば、それは役場のほうで対処していきたいと考えます。例えば今、おっしゃる柵が低くて誰がでも乗り越えられるというようなことであれば、小学生でも乗り越えられるぐらいの高さであるとかということが、客観的に我々でも認められるのであれば、それは役場のほうで対処しますということになるかと思いますが、今公営住宅の設計の基準というのは、全て全国一律の基準に従ってやっておりますので、そのフェンスの高さであるとか、防護柵の高さであるとか、あるいは防犯灯の設置場所であるとか、そういうのは全て設計指針に基づいて設計されておりますので、例えば隣の家との窓の位置であるとか、お互いに互い違いに相手のプライバシーを侵害しないような造りにするとかというのも、全て設計段階で検討されているんですけど、もちろんこれだけ住宅が密集してきますと、どの角度から見るとか、上の高さから見るとか。やはりそういう点は出てくると思います。そういうのは構造上の問題とはいい難くて、やはり住む人、住む人が自分たちで住んで感じる、この視覚は防ぎたいよねとか。そういう住んでみて感じる部分というのがありますので、そこはやはり居住者から申請してもらって、居住者の好みとか判断で、いろんな模様替えといういい方をするんですけど、目隠しをしてもらうとか、そういうのは居住者の負担でやっていただくというルールになっておりますので、あとは個々に入居者から相談とかがあれば、そこの地域としてどうなのと、区長とか、行政区としてその辺の一带の防犯として、どうあってほしいとかという話とか、協議とかあれば、警察とかに入ってもらって、じゃあパトロールをしてもらいましょうとか。そういう協議は十分やっていきたいと思っておりますので、ケース・バイ・ケースでまた判断されるということもあると思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 それではそういうことについては、入居者と協議の上、いろいろと個人差があると思うので、十分に話し合いの上、いい方向に向かうように望みます。

それからもう1点、中を見せてもらった1戸のお宅なんですけれども、2つ不具合な点があると言っているんです、建物に関して。脱衣所に行く引き戸のほうが全然閉まらない、歩かなくてこのことに関しては、すぐに業者に来てもらって、カンナで調整してスムーズに開け閉めできるようになったということでした。あと一つは水道の件なんですけれども、シンクの大きさに対して水道の蛇口ですか、それが大きすぎる、長すぎるというんです。どういう不具合が生じているかという、例えば洗い物をするとき、石けんがついた手で蛇口の水を出したままでよけたり

は多々あります。そうするとき、この蛇口の長さがシンクのちょうど端のほうに当たると。だからシンクの大きさに対して蛇口が長すぎて、それで水が床に飛び散ると。毎回そういうふうなことが起こっているの、そういう蛇口の取替えとかはできないんですかねというお話なんですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

これは調査しながら検討していきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 今でも毎日、そういう不具合が生じていると思いますので、早急な調査、お願いいたします。床に水が跳ねるといことは、毎回そういうことをしていると、床の腐食が早まって、建物の老朽化を進めることにつながると思うので、それもありますし、また日々の小さなこういう問題を取り除いていくことで、住みやすい環境づくりになります。それがひいては、ここに定住しようかなという気持ちにつながって、町の発展にもつながっていくと思います。小さなことですが、最初のうちできちんと協議の上、しっかりとした対処を強く望みます。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで9番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

次に13番 喜納政樹議員の発言を許可します。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹

#### 1. 上本部飛行場跡地の活用について

皆さんこんにちは、喜納政樹でございます。通告に従い一般質問を行います。一般質問に先立ちまして、所見を述べさせていただきたいと思います。

既にご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、去る令和3年9月5日にご逝去されました本部中学校の現教頭先生でありました故大宜味朝也先生を偲び、慎んで哀悼の言葉を申し上げます。自宅において作業中に心筋梗塞により急逝したという連絡を受けた際には、あまりにも突然のことで、大きな驚きと悲しみで私自身も心の整理がつかなかった状況でありました。53歳という若さでありました。本部中学校の教頭として赴任し今年で3年目を迎え、本部中学校の中で教職員の要としてリーダーシップを発揮され、コロナ禍の中、山積する学校の課題に一生懸命取り組んでこられました。また、各部活動の応援や遠征の際には、教職員の先頭に立って、子供たちの応援に駆けつけてくれた姿は、子供たちも我々保護者も昨日のことにように、一緒に笑い、そして一緒に汗をかき過ごしてきた日々は、忘れられない思い出であります。本当に生徒思いで、すばらしい教頭先生でありました。本日ここに、在りし日の面影をしのび生前のご功績を称えつつ、心からのご冥福を申し上げます、哀悼の言葉といたしたいと思います。そして、教育委員会に関しましては、やるせない思いもあるかとは思いますが、速やかに本部中学校のケアをお願いしたいと思います。

それでは質問に入りたいと思います。まずは、上本部飛行場跡地の今後の利活用についてでこ

ざいますが、これまでも議会の中で、数多くの先輩議員や様々な角度から跡地利用に関して議論があり、私自身も平成25年の9月議会にて質問をさせていただきました。その後の整備状況や当局の跡地利用に関する方向性、そして改選し新たな議員構成となりましたので、全議員がこれまでの上本部飛行場跡地の変遷の歴史や本町としての跡地利用の重要性を共有する意味も含めて、今回の質問をさせていただきたいとの思いであります。それでは質問します。

上本部飛行場跡地の活用について、①上本部飛行場跡地のこれまでの沿革、これまでたどってきた変遷を伺います。

ここで1点訂正ですが、通告書には「平成21年度に『上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画』を策定し」とありますが、計画策定の基礎調査を開始したのが、平成21年度ありまして、上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画の策定は、平成23年度の3月でございました。訂正いたします。

②平成23年度に『上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画』を策定し当該跡地の有効活用に取り組むとのことであったが現在の進捗状況を伺います。

③町有地・民有地が虫食い状態となっているため、当該地域の開発が進まない、この現況を解決するための方策はあるのか当局の見解を伺います。

質問は以上であります。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 喜納政樹議員より、上本部飛行場跡地の活用についての質問が出ております。戦争がもたらした大きな悲劇だとこのようなことでございます。

まず1点目の上本部飛行場跡地のこれまでの沿革についての質問について、お答えいたします。

上本部飛行場は、昭和20年に米軍の本土進攻のためにということでございますけれども、偵察機用の飛行場として建設、着手をされております。終戦後の昭和23年になりまして、米軍より周辺の集落住民約500戸に対しまして立ち退き命令が出されたということでもあります。それによって飛行場の整備拡張が行われております。整備拡張後の飛行場の総面積は、254ヘクタールにのぼり、米軍の弾薬集積所や海兵隊の演習地として利用されておりました。

かつて、私たちが中学校の頃でしたけれども米軍のほうヘリコプターで、落下傘部隊が来て演習をしたり、戦車がぶーぶー走っておりました。そういったことを今、記憶を呼び起こしているところでございます。その後、復帰直前の昭和46年に、集落の復元等の十分な補償が行われていないと認識しております。そのままで、米軍より飛行場の区域の全面返還といったようなことで返還されております。その後、地域住民が主体となり一部農地の復元や、そして宅地の整備、建設等を進められてきているという現状にあります。

現況の上本部学園の周辺ですとか上本部学園を含めて、そこまで全てが滑走路でございました。住宅は1軒もありませんでした。農地も一つもございませんでした。民間の活力の中でここまできています。そういうことでございます。

その後、昭和62年に防衛庁（現在の防衛省）により、当該跡地の1部、約31ヘクタールでござ

いますけれども、その土地に、海上自衛隊ASWOC（アスウオック）送信所を建設するとの計画が発表されました。

当該計画に対しまして、地元住民の反対闘争や町民総決起大会による国への要請等が行われ、平成20年7月に防衛省が建設中止を発表するに至っております。すさまじい地域住民の反対闘争でございました。

その後、当該計画区域のうち、国が購入していた約11ヘクタールの国有地の払い下げを行い、当該計画区域全体の有効的な利活用を進めるために、平成24年3月に「上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画」の策定が完了して、現在に至っております。時の財務部の皆さんは、後で聞いた話なんですけれども、会計検査員に指摘をされて、「使えもしない行政財産を、いつまで抱き抱えるのか」というような指摘があったと。そのために普通財産というようにすることで、財務のほうに総合事務局のほうに移管されたというようにいきさつを後で聞きました。その土地を民間に払下げするというようなお話でございました。そんなことがあってはたまらんということで、本町が払下げをしました。払下げするに当たり、国の財産でございますので利用計画がなければならんということで、払下げするために我々は早急に動きまして、利用計画をつくったというように、そんな内々にいきさつがあります。

ちょうど一括交付金が始まった頃なので、上手に国の80%の補助事業、いわゆる一括交付金を真っ先に使って、国有地を国の予算80%助成で買い取ったというような巧みな技を成し遂げたというように、我々はこのように認識しております。

続きまして、2点目の「上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画」に基づく現在のいわゆる跡地利用に関する進捗状況ですけれども、現在、町道石川謝花線より南側の区域においては、民間による開発が計画されております。町の基本計画と整合性をとりながら、開発について断続的に、ずっと協議をしながら現在に至ってきております。

次に、3点目の上本部飛行場跡地の開発が進まない現況を解決するための方策についてということでございます。それに対するお答えをいたします。

本町では、町の基本計画に基づき、当該跡地の利活用を進めているところであります。平成26年11月には、もとぶウェルネスフーズ株式会社が、これも一括交付金の特別事業、特別枠でございましたけれども、その特別枠を使って、「亜熱帯特殊農産物加工場」を整備し、本町の代表的な果実でありますシークワサーを約800トン加工し、独自の産業化を展開しております。また、平成31年4月には、町道石川謝花線の供用が開始されるに至っております。もとぶウェルネスフーズ株式会社の、そのいわゆる加工場ですけれども、6億5,000万円かかりました。80%国庫補助事業で対応しました。800トンの果実の加工ということでございますけれども、800トンを1キロ150円で買い取って、昨年度実績で1億2,000万円を農家に、そこから返しております。そしてそこから生まれる、さらなる付加価値分を総合計したら約12億円ぐらいになります。ですから町のほうにある産品を加工して、そして付加価値をつけるというのは、自立経済の重要部分になるんじゃないだろうかというようなことを改めて感じとっているところであります。

しかしながら、当該跡地は、町有地と民有地が現在混在しております。町の基本計画に基づく開発の目下、支障となっております。この現況を解決するため、民有地の所有者との合意形成や、国と県への跡地利用に関する予算確保並びに支援の要請等を行い、跡地の効率的な開発が進められるような努力が必要だと、このように感じっております。いずれにせよ、戦争がもたらした国家の責任による戦争がもたらしたこの悲劇を、まだ我がまちには引っ張っているというようなことが言えるのではないかと感じております。国の行政も県の行政も、行政の最大の責任は戦争をしないことだと、改めてそんなことを感じております。武力闘争をしないこと。そういう政治が必要だと、改めてこんなことを感じとっているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今、町長の思いやこれまでの当該飛行場跡地の変遷の歴史をご答弁いただきました。町長のおっしゃるとおり、我々は過去の歴史に現在も振り回されている状況でございます。これをどうにかしっかりとぜひ、現平良町長時代でめどづけをしていただいて、しっかりと動かしてほしいというのが、私の率直な願いでございます。まず、答弁いただきましたが、先ほどありましたとおり、米軍が本土進攻のために偵察機用として飛行場を建設したのが昭和20年、76年前です。飛行場跡地の拡張整備に伴い約500戸の世帯が立ち退き命令で、移動になったのが昭和23年の73年前、それから全面返還されたのが昭和46年、ちょうど50年前になります。本土復帰前の返還となります。平成24年に上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画を策定し、翌平成25年2月に国との土地売買契約を締結、土地の引き渡しを受けたのが、平成25年3月、それが今日から8年前になりました。様々な先ほどありましたとおり、変遷をたどってきた約254ヘクタールの中の当該跡地、約31ヘクタールのいわゆる上本部飛行場跡地開発こそが、本町の課題の一つであるというのが、私が言うまでもなく、これは町長そして当局の課題だと思っております。

しかし、土地の引き渡しを受けてやがて10年近く時間が過ぎようとしております。私も平成25年9月の議会において、当該地域の開発について質問させていただきました。そのときの議事録を読ませていただきました。私もまだまだ確かまだ1期、そこらの議員でありましたが、当時の町長であった高良さんや、副町長であった平良町長とも議論させていただいたのを覚えております。議事録を読み返しながら、私の当該跡地の見識のまだの浅さや、そして当局が一步、一步、行政的なペースで開発を進めようということも、私はまだしっかりと理解はしていなかったものと、率直に議事録を読んで思いました。それらを踏まえまして、改めて今日、きょうまたお伺いしたいと思いますが、当局としてこの上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画を策定して、国有地を取得して現在まで、この間何ができて、何ができなかったのかを改めてお伺いします。これ、率直な町長の意見で構いません。町長、どうですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先ほども触れましたけれども、町民のいわゆる生活の利便性の向上のために、謝花のほうから一本の道路をこしらえております。そして町としては、先ほども言いましたように加工施設のいわゆる消費生産拠点施設ができましたというようなことでございます。あと、

周辺地域に民間活力の中で住宅が建ちつつあるということ。そして新しい動きとして、町内の企業が民有地を借り入れて、借地に対応しまして、そして新しい事業を起こしていくというようなことで、一部農地利用に着手されております。

そして、当初計画にも反映させましたけれども、観光開発の部分の開発ということで、エンターテインメントの施設部分のプロセス、そういうもののその仕組みをつくるというふうなことで、ホテル等のお話もございましたけれども、内外の情勢の変化によって、それも難しいというような判断に至ったんだと思いますけれども、その後計画が二転三転というようなことで、現在に至っているというようなことでございます。いずれにせよ、今その31ヘクタールの土地というのは、町の有する土地が3分の1もありまして、そしてあと民有地について、企業が賃貸契約を結んでいる部分と、それからあと一つはその企業の開発に協力できないということか、よく分かりませんが、賃貸契約されていないような個人が所有している土地と3つの状況、3つの所有権が混在している状況なわけです。ですから今現在、町だけの考え方では現地としてこれ以上、動かすのが極めて難しいというようなことであります。なお、中南部の皆さん、いわゆる土地地権者の皆さんも一度、中部のほうで集まったことがありますけれども、かなり皆さん、高齢化もしておりました。何年か前の話ですけれども、なかなか思いとか、考え方が意思疎通も難しいような現状にあったように記憶しております。集まることは集まりました。そういう状況の中で、これからどうしていこうかというようなことであります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今の答弁の中で、当該地の難しさを語っていただきました。要するに答えはそこなんです。今後この町有地、民有地の混在する土地をどう解決していくかというのが、本当の最大の課題であります。その課題を解決していくために、一つ一つ私なりに検証していきたいんですが、先ほどありました成し得たものとして、例えば町道石川謝花線の整備開通ですね。ほぼあと少し残っていますが、開通にたどりつけると。その当時ありました亜熱帯特殊農産物加工施設の整備、それも先ほどの答弁のとおり整備終了し、今順調に1次産業の手助けとなり、かなりの農業振興に役立っているということでありました。確かにおっしゃるとおりで、その当時、平成25年当時の答弁が、これ第1段階でこの2つを仕掛けますということでもございました。それがほぼ今、終了した段階で、では今後どうしていくのかというのを、少しまた話していきたいんですが、先ほどは町道東線謝花寄りの南側の区域において、民間による開発が進められているということでありましたが、町として当局として今後、何か考えている事業とかはございますか。まずはそれを伺います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にお答えいたします。

町としても、今後も跡地利用計画構想とあと基本計画、その辺に沿いながらあと事業者とも協力しながら、町として何ができるかということを経営者と協力しながら進めていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 8年前もそういう答弁をいただきました。実際にもう手詰まりだということですよ。この2つの事業を終えて、今後どうしていこうかというのが、今手詰まりの状況でどうしていこうかというのが当局の状況だと思いますが、当該跡地のそれじゃあインフラ整備等はどうか考えているんですか。道路、上下水道あるかと思いますが、向こうの当該予定地には里道や町道、かなりの平米数があるかと思いますが、インフラ整備についてどう考えているんですか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 おっしゃるとおり、道路網の整備については、とても重要なことだということで、道路網の整備計画についても、その計画をつくり上げておりますけれども、事業の着手についてはどうするのかというようなことで、十分な検討を要すると思っております。いずれにせよ、ときが来ればこれは何らかの対処策をとらなければいけないわけで、そのための準備として道路計画についての概要ですけれども、構想はペーパーにもう既に落としてあるというような、そんな現状でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 ときが来ればというのは、含みがあるような言い方で、いろいろと当局の中で考えもあるんでしょう。そういったいわゆる思案、どうしていきたいというのは常に準備は必要だと思いますから、それを怠らないようにやっていただきたいと思います。

何点か少し、当該予定地の土地の利用、いろんな規制が向こうはかかっていますよね。それについて少しお伺いしていきたいんですが、当該地域の大部分が農業振興地域の網がかかっていますよね。いわゆる農振地域、現在今回の議論、決算やいろんな中でも話し合ったんですけど、私も話をしましたが、農業振興地域の見直しが現在行われている中で、当該地域の土地利用規制に関して、当局としてどのような考えがあるのか。現在の土地の利用規制でそのまま行くのか。それとも何か変化があるのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

農振区域に関しまして、町道石川謝花線から北側の約半分近い部分が農振にかかっています。計画の中でも農園ゾーンということで指定はされているんですけど、この辺今後ですね、計画の中でどう整備していくのか。その辺またこれから今後、検討していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前11時06分)

再開します。

再 開 (午前11時08分)

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

町道石川謝花線より北側ですね。約北側の半分近い上のほう、北側のほうが農振にかかっています。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。じゃあいわゆる町道石川謝花線より、あるいは南と言ったほうがいいのか。南東寄りに関しては農振の網はかかっていないということでの認識でよろしいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 13番、喜納議員にご説明します。

この31ヘクタールの中のこの中で、どの部分が農振地域にかかっているかと申しますと、先ほど企画課長からもあったように、石川謝花線よりも北側、全体の31ヘクタールの中の3分の1ぐらいが北側なんですけれども、そのさらに半分ぐらいが農振にかかっていますよということです。その石川謝花線よりも南側は全部農振に入っていないし、北側のこの半分ぐらいは農振に入っていないということです。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。後でまた資料請求なり、資料を取り寄せて正確なその土地利用の規制などを知りたいですから、資料をいただきたいと思いますが、その部分でもそうなんです、このいわゆる農業振興地域の網にかかって、そこでさらに例えば第1種農地というんですか、農振農用地といいますか。そういった農業の振興に関わるものであれば、これはしっかりと生かしながら、その開発を進めていかないといけないんですが、しかしそれ以外のその場所やその地域の特性や今後の土地の利用の方向性など、考えたときに農業上の理由に支障が少ない、いわゆる農地になっているところに関しては、農地転用の届出があれば、当局としても積極的にその農地転用の手続を、私はするべきではないかと、ケース・バイ・ケースだと思うんですが、そこら辺当局のお考えはどのようにお考えですか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

先ほど農振地域のある一定の位置を説明したところであります。この一帯は町道が走っていて、農振地域と集落地域という形でほぼ分かれているんですが、農振区域の除外みたいな形の申請はございますが、それにもやはり法律に基づいての除外でございますので、それと照らし合わせながら、申請があった部分については、その法律に基づいて進めていきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私も少しながら、制度の4条申請や5条申請は分かっています。それでも分かっている、この土地の利用などに関しましては、場所によってはもし農地の部分にかかるようなところがあっても、しっかりとその農業の振興だけの開発の目的だけの土地やその地域じゃなかったと思いますから、この構想自体は、なので柔軟に町としても対応すべき、しかし制度の仕組みはしっかりとつとりながら、町としてもそういった柔軟な姿勢があるべきじゃないかと。あるべきなのかなと思いますが、そこら辺、副町長どのようにお考えですか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ **副町長 伊野波盛二** 13番、喜納議員にご説明します。

制度の話は今、農水課長からあったとおりでございますが、やはり町としては定住人口を促進するとかという意味でも、この上本部一帯、やはり今町営住宅を建てたりとか、定住人口を増やしていくという視点では、かなりこの土地利用に対しては、シビアに考えているところです。

おっしゃるこの農振地域というのが、本当に農業として使える場所とか、使う人がいるとかという場所は、これは守っていかないといけない。農振地域としてかぶっている以上は、やはり宅地を建てるわけにはいかないというのが、原理原則でございます。ただその中でどうしてもその定住人口を増やすというバランスを考えたときに、農業としてはもう使えない場所とか、使う見込みがない場所、使う人がまずここではやらないという場所とか、というところであれば、それはやはり農振を外してでも、逆に宅地化していったほうが、その地域一帯のためにもいいんじゃないかというふうに、総合的に考えられる場所であれば、それはケース・バイ・ケース、その場所で判断していくべきだと思っております。

ですから、積極的に農振地域を外していきましようというスタンスではないです。農振地域は農振地域で確実に守っていこうというスタンス、その中で定住人口を増やすためには、農業として使えない場所、将来ここは農業として使う見込みがない場所、致し方ない、外さないといけないというような場所については、それはケース・バイ・ケースで考えていきましようというスタンスでございます。

○ **議長 松川秀清** 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 私は無差別にそういった開発行為をなささいというわけではない。しっかりと一次産業を守りながらも、今言ったとおり定住人口、我々これだけ人口減少が進んでいるという課題がある中で、しっかりとバランスをとって土地利用規制に関しても柔軟に対応していただきたいということであります。

あと1点確認します。今回、補正予算の中で説明がありましたが、当該地域の共有地部分で、土地の貸付による収入がありましたよね。今後も土地の町有地における土地の貸付は行っていきますか。そこら辺説明をお願いします。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 13番、喜納議員にお答えいたします。

現在、貸している土地なんですけれども、どうしても今、本部港のほうでバスの整備がありまして、どうしてもバスの荷役するところもバスの整備で使っていて、そのバス部分の工事の部分で、どうしても荷物を積む車、その辺、置くところがないということで事業者のほうから相談がありまして、一時的にそれで貸しましようということで、現在まで至っております。

○ **議長 松川秀清** 13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 私はいいとか、悪いとかというようなことを言っているんじゃないくて、今言ったとおり、一時的や、緊急避難的な措置としても、これ理由は何であれ、一つの事例をつくってしまったんです。そうなったときに今後、同じようなケースで、違う業者が緊急避難的に、

一時的に貸してくれと言ったときに、町として断れるんですか。向こうの事業者には貸して、この事業者には貸せないのかということになりませんか、どうですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

先ほどの件は、上本部飛行場の件でございますが、町の町有地、普通財産、主に普通財産でございますけれども、業者の工事の必要性、あるいは緊急避難的な必要性ということで、必要な期間を貸すケースは多々ございますので、その一つに該当するのかなという考えでございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 じゃあ今後も同じようなケースがあれば、町有地を貸すという認識でよろしいですね。当該の町有地であれ、どこであれ、もう一度お願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 13番、喜納議員にご説明します。

今、総務課長から町全体の普通財産である町有地を借りたいという方に対して、貸しているケースもあります。ということであつたんですけど、恐らく議員がもっともっと、この話に焦点を絞りたいのは上本部飛行場のこの31ヘクタールのこの跡地に対して、中にある町有地をどうするのか。一般の方に貸し出しするんですかということをお聞きしていると思います。町としても、その31ヘクタールの基本計画、基本構想というのがある。今実際、それも生きているものですか、その計画にそぐわないような使い方というのはよろしくないと思っています。

ただし、その計画をいつ実行する、いつまでに完成するのという、また長期的な目で見たときに、ずっと普通財産として、その土地をずっと置いておくのかという、また問題もあるし、そういうことで今、貸出しているのは、公的な公益性のあるような事業とかというのは、優先といたしますか。一般の方から、貸してくださいともし申出があつたときに、その事業が公益性のある事業とか、公的な町全体に及ぼす影響のあるような公的な事業であるということであれば、それは貸すというような考えもあると思いますし、逆にそれが一民間企業の、営利目的の企業が自分たちの事業のために貸してくださいという場合には、ちょっとそれはお断りしましょうとか、いような判断にもなるかと思ひます。

また、いつまで貸してくださいというのも非常に重要な問題だと思いますので、町としては、町が使ひます。町が何か事業入れたい。この場所を町有地ですから、町が使ひたいというときには、すぐに更地に戻して返してくださいと、そういう条件が必要になってくると思ひます。そういう条件の下で、公益性のある事業であれば、それは土地の有効利用といたつたらおかしいですけど、ずっとずっと置いておくよりは、収入につながるようなことにもなるのであれば、それは町としてもメリットがあるというふうに考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回、この件で気になつたのは、今おっしゃつたとおり、その貸し付けた町有地の場所なんです。いわゆる当該予定地の顔となるような固まつた町有地じゃないですか、

向こうは。そこではその基本計画の中でも「展望交流ゾーン」でしたか。飲食や販売等の計画予定地があって、そこで人流が集まるような場所という計画がありますよね。そういった中で、今おっしゃったとおり、我々の計画がある中でそこで賃貸しているというのがとても気になっていて、しかし今おっしゃったとおり、契約書の中身をしっかりと精査しながら、落ち度のないようにやっていくべきだと私は思っているんですが、副町長が今おっしゃったんですが、もう一度、その契約書をしっかりとやっていくべきだと私は思うんですが、もう一度、説明してもらえますか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 13番、喜納議員にご説明します。

今、契約の期間としては1年という期間で、それを更新、更新という条件でやっています。町としては、やはり町が使うからという計画に基づいて何らかの事業を入れたいというときに、立ち退いてくださいと町からあったときには、その時点で退くという内容で契約しておりますので、基本構想に支障があるということにはならないという認識でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは3番目の質問に行きます。確信という部分というか、問題の原因ですね。町有地、民有地が虫食い状態になっているのを、どのように解決していくかという問題です。これが解決しない限り、どういう計画を立てたって、進むはずもなく、それは最初から分かっていたことでもありますので、これをじゃあどうしていくのかという問題なんです、私は率直な思いとして、町がもう少し主導的になってもいいのかなと、もうここに至ってはですね。と思うんですが、そこら辺町長、率直な意見をお伺いいただけますか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 賃貸している業者の意向と、整合性をとりながらやっておりますけれども、なかなか今に至ってその進み具合というものが遅いというようなことだと思っておりますけれども、いずれにせよ土地そのものが、入り組んでいるといったようなこの実態にあるわけです。入り組んでいる実態にある。しかも地元業者のほうで賃貸はしているけれども、まだ賃貸していないところもあるといったようなことで、この戦後70数年の中でこうなってきたという、この実態をどう打破するのかというようなことかと思っております。今後そういった中で、この土地の地権者との合意形成もなかなかとれない。じゃあどうするべきだというふうになります。

先ほどもありましたように、今現在、国有地を買い入れるときに、その計画の中でやっているということの、国との関係も引っ張っております。先ほどのお話ですけれども、1年の賃貸するにあたって、そうしていいでしょうかねというようなことで、国との合意形成もやる中で、やっていることでもあります。

ですから、国との関係性をこれからどうやっていくのかということ、そして財源も含めてですけれども、どうやっていくのかというような様々な課題が横たわっております。水面下ではござ

いますけれども、このままの今の現状の計画では、もうまた時代が過ぎてこの計画では動かさないよというようなことで、担当レベルですけれども、国にはそう言うおきなさいというようなことで、そういうことを国のほうにも今働きかけながらやっていますけれども、これから状況を見ながらしっかり動きをとっていきたくてこう思っております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 先ほど町長の答弁の端々にもありますし、前高良町長の答弁にもありましたが、この上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画、これ自体がもう破綻とまでは言いませんが、最初から先ほども答弁ありましたよね。土地の国有地を借り上げるための計画であると。もうそれを言うてしまったら、この計画自体の見直しも私は、考えたほうがいいんじゃないかと思えます。しかしそれも今、それは矛盾ですよ。この計画どおり行かないけど、この計画を変えたら国が許すわけがないわけです。しかし国との調整を今しているということでありましたが、実際に国とのヒアリングがもうほぼ毎年あるかと思いますが、課長どうですか。この計画の見直しなんて、国はどういう感触を持っていますか。もしそういったときに。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にお答えいたします。

毎年のように、1年に一回ヒアリングがあります。その中でも今、虫食い状態でどうしても事業が進められないということを常時、伝えてはおります。その辺も今の計画見直しができるかということもいろいろと話をやっている状況ではあるんですけど、総合事務局のほうも今、はっきりした答えが出ていない状況であります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これじゃあ何も分からない。素人になって質問しますけど、別の計画を立てたときに、これ補助金の返還とかの事例に発生するんですか。今、素人になって聞いていますが、どういう形になるんですか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にお答えいたします。

現在の基本構想、それ以外の構想をやってしまうと、補助金返還になる可能性があります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 そういったおそれもあるというぎりぎりの中で、当局はこれまでずっとやられてきたんですよね。そういったことも承知しております。しかしこの基本構想・基本計画に沿って物事を進めるというのは、ほぼ難しいんじゃないかと思えます。先ほど進めている、南側での農地、農業振興の部分に関したら、基本構想に沿ったゾーンに合致したという計画になるかと思えますが、根本的な当該地の計画の推進というのは、もう難しいんじゃないかと思えます。

例えばこれは概要版ですけれども、基本計画自体を見ても、思うんですけど、この基本構想・基本計画の例えば前提としたら、農業大学の誘致が前提となっていたと思えます。それに書いていますよ。また、運営の収支の見通しもかなり黒字が出るということでありましたが、現在のこ

の状況でそのときの状況とは違いますから、この収支の状況が全く違う、そういうことでもあります。なのでもう実際の構想もそうだし、基本的な計画もそのとおりにいかない。現実的ではないという中で、どう進めるのか。もうこの基本計画・基本構想のとおり、また今民間の方と民有地の部分の計画をしたって、話は進まないのかなと私は思うので、もう少し主導的に、町がやるべきじゃないかということでもあります。民有地の部分を持っていらして、ご当地の企業であります。これまでもありましたとおり、これは高良前町長の前の町政からもその民有地を借りて、何とか町と一緒にやろうという動きを私も知っていますし、それはとても頭が下がる思いで、これまで本当にご苦労したんだなと思います。なので何かしらしっかりとしたタイアップしながら、本来であればやるべきだと思うんですが、なかなかうまく進まないという状況を打開するためには、これはどうすべきなのかというのは、私も答えもありませんし、町長としてもどうするのか。同考えだと思うんですが、その中で町長としては、今できる、例えば今先ほどありました民間の農業振興の部分を進めていこうという考えなのか。改めて町長の見解をお伺いしたいんですが。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 議員がおっしゃるとおり、なかなか打つ手が難しいというような局面ではございます。今の現在のこの中での用地を国の事業の中で当然、これは先取りして購入して、そして元々、住宅地であったわけですから、それゆえのいわゆる元あったような構想というものを、元あったよう形の復元といったようなものが当然、それは国に求めていくべき性質だと。基本的にはそう考えております。ですので、その中でずっとこれまでいろんないきさつがあつて現在に至っていますと、じゃあどうするかというようなことですけれども、何らかの形で、この土地がまとまらなければ、どうしてもこれは町が主導だといっても、民有地で入り込んでいるままでは主導的に、新しい計画をつくっても、また絵に描いた餅になりかねないと、そんな現状にあるんだろうと思っています。ですので、もう時が経過しておりますので、その構想を立てたときと今とは、地域の状況、内外の情勢状況というものも全く変わりますよというような論理立ての中で、新しい構想を打ち出しながら、またそこは膨大な財政投資が必要ですので、そこも国のほうとどう交渉していくのかというような、そんなことを考えているところであります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 町長がはっきり言われないのは、やはり行政的な立場でもあると思いますけれども、もう民有地を全部買うか、町有地を全部売るか、それぐらいのやはり抜本的なことを視野に入れながら動いていかないと、いけないのかなと私は思います。それを進めなさいとか、私も言いませんし、しかし町長の今の説明の答弁の中でも、先ほどもありました、ときが来たらとか、今は思いも聞いて中で、何かしらの考えはあるかとは私は思いますが、町長の現町政の中で、しっかりとしためどづけは私は必要なのかなと思います。

この議論に答えというのは、もうなかなかありませんので、今言ったどうするのか。この虫食い状態の状況をどうするのかというのをしっかりと、今後のまた視野に入れながら町政運営をお願いしたいんですが、町長今、言える範囲内、言える中で言える思いを、町長の思いをお聞きし

たいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 とても答弁ももどかしいといったようなことをお感じになっているかもしれませんが、ご存知のとおり、ものが不動産でございます。ですから今のこの段階で、こうだと、ああだと、なかなか言いにくい部分もございます。そういうことについてはご承知いただきまして、そしてその中で先ほども言いましたように、そこをまとめて動かそうとしたときに、数十億円、あるいはもっと財政力が絡んできますので、その辺は町の財力だけではいかんともし難いというこの現実でございます。ですので、その辺をどのような形で時代の流れの中で、国のほうとの財政支援をいただけるのかというようなことを視野に入れながら、対応していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 頑張ってください。以上です。

○ 議長 松川秀清 これで13番、喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時39分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

次に1番 仲程 清議員の発言を許可します。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清

1. 新型コロナウイルスの対応について

2. 防災無線放送設備の運用について

3. 環境保全の推進について

皆さんこんにちは。昼休み後の非常に眠気もさす時間帯でございますけど、私もこの時間帯は昼寝をして、頭の血の巡りも悪いんですけど、はげ頭をたたきながら頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、1番、仲程 清、通告書のとおり一般質問をいたします。質問の前に一言、当局に御礼を申し上げます。去る6月の一般質問で私が質問させていただきました瀬底地区の港湾施設の整備について、早速、関係者協議会の再開準備が進んでいるということに、感謝をいたしております。迅速な対応に本気度を感じております。よろしくお願いをいたします。

それでは質問をさせていただきます。本日は、3点質問いたします。

質問事項1. 新型コロナウイルスの対応について。質問の要旨①ワクチンの接種状況について、②今後の取り込みについて。

質問事項2. 防災無線放送設備の運用について。質問の要旨①不具合設備の改善について。

質問事項3. 環境保全の推進について、通告書を読み上げます。

地球温暖化などの環境問題が世界的に課題となっております。国も循環型社会形成推進基本法を策定、推進に取り組んでいる状況であります。また近年、持続可能な開発目標に向けた取組が

各地で行われております。本町でも第4次本部町総合計画で循環型社会の形成を推進し美化活動や河川、海域環境の保全と再生を図るというふうにしております。これまでの成果と今後の展開について伺う。

以上、3点についてお伺いいたします。詳細につきましては、席に戻って質問をいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 仲程 清議員より、3点の質問がございますけれども、質問にお答えする前に、お許しを得まして、一言だけ報告させていただきます。

昨日の6時頃、携帯のほうに電話が入りました。相手は北部医師会の宮里副院長でございました。この新型コロナウイルスの対応等についてのことでございますけれども、自宅療養をとということで、北部地域にも多々こういった思惑とか、誤解も生まれているんじゃないかということで心配しておりました。決して、テレビ、マスコミ情報等のように、都心部で連絡を絶っているような状況は、北部地域にあってはございませんよと。医師団、それから看護師の皆さんが毎日、自宅療養者については電話で連絡をして、そして状況を確認しながら対応をしておりますので、そのことについては、議員の皆さんに対しましても、報告してくださいというようなことでございましたので、報告させていただきます。

なお、ワクチン接種については、北部の医師会の皆さんの全面的なバックアップをいただいておりますし、またいろいろと綿密な情報交換を我々もやりながら、地域対応しておりますので、医師団の皆さんにお会いするときには、皆さんのほうからもお礼方々、よろしくお伝えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、仲程 清議員の一般質問にお答えいたします。3点の質問が出ておりますけれども、順次、お答えいたします。

まず、1点目の「新型コロナウイルスの対応について」でございますけれども、その観点で2点の質問が出ております。

1つ目の「ワクチンの接種状況について」でありますけれども、9月12日の現在ですけれども、その時点で7,456人が1回目の接種を終えております。12歳以上の接種対象者の64%となっております。また、5,919人が2回目の接種を終えております。2回目まで接種を終えた接種率は51%となっております。なお高齢者につきましては、3,688人が接種を終えておりまして、その接種率は88%と、このような数値になっております。

2つ目の「今後の取り組みについて」でありますけれども、集団接種では、9月18日、土曜日ですけれども、明日ですね。そして19日、日曜日に、児童生徒を対象とした優先接種、特別枠を特段の配慮をいただきまして、医師会のほうでこれからもらいまして、その実施に入っていきます。もとぶ文化交流センターにおいて、児童生徒と関係者も合わせて、600人の接種計画をやっているところでございます。

個別接種につきましては、9月に入り、やまだクリニックでは1日30人、もとぶ野毛病院で1日72人の接種を行っております。現在、やんばるキッズファミリークリニック、野原のほうにで

きた新しい病院です。そこでも接種ができるように、目下調整しているところでございます。9月の下旬には接種ができるというようなことで、調整に入っております。10月末までには、全町民の7割程度が接種完了する見込みと、このようになっております。

2点目の「防災無線放送設備の運用について」お答えいたします。

本町の防災無線放送設備は、平成24年度に北部連携促進特別振興事業を活用いたしまして、平成26年4月からその供用を開始しております。町内の役場や学校、公民館等の公共施設を光ファイバーで結び、防災無線放送設備として目下、活用しているところでございます。

不具合を生じている設備の改善につきましては、供用開始から8年が経過し、改修箇所が増加傾向にあります。そのため毎年度、西日本電信電話株式会社沖縄支店と保守契約を結びまして、その保守契約の中で各行政区や住民からの故障の通報により、保守業者にその都度、対応を指示しているところでございます。

3点目の「環境保全の推進について」でありますけれども、第4次本部町総合計画の基本目標の中で、「環境保全の推進」を掲げております。

計画の方針といたしましては、観光立町にふさわしい自然環境を保全し、豊かな生活環境を構築するために、ごみ処理及びし尿処理の適正化を図るとしております。本町では、これまでに、地域住民や事業者などのボランティア団体の協力を得ながら、海岸等に漂着したごみや不法投棄されたごみ等も処理を行っております。循環型社会の形成の推進につきましては、引き続き今後とも、地域住民や事業者等のボランティア団体の美化活動を積極的に支援し、観光立町にふさわしい地域集落及び海岸や河川等の自然環境の保全に努めてまいります。

なお、議員のほうからありましたようにSDGsの持続できる地球環境の保全につきましては、当然ですけれども、町内外、あるいはまたいろんな行政機関、関係機関としっかりと連携をしながら、できることは全てやっつけようというようなことで、そういうことで考えております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 私が質問しようとしていることも、ほとんど町長がしゃべってしまいました。そういうことで、はしょっても結構でございますので、再度質問を、シナリオを書いておりますので、そのとおり質問させていただきます。

質問事項1. 新型コロナウイルスの対応について。①ワクチンの接種状況についてでございます。7月頃の接種状況につきましては、新聞紙上等々で本部町がワーストに入るような内容で掲載され、町民からは不安と不満の声が聞こえました。これは去る9月1日の琉球新報の報道でございますけれども、1回目の接種率は沖縄県全体で51%、2回目で38.6%に対し、本町のホームページを検索してみましたところ、それぞれ本町では54%、2回目が42%まで改善をされております。先ほど、町長から直近の報告がありましたけれども、現在では1回目が64%と、2回目が51%まで改善されていると。これは町民の接種意識の向上はもとより、毎回の接種日ごとに、現場で陣頭指揮をとっている町長はじめ、休日返上の役場職員、医療関係の方々の努力の成果だと、

高く評価をいたします。引き続き、接種率向上に向け御尽力をいただきたいと思います。

さて、昨今の感染状況について、新聞紙上及びインターネット等々で検索をしてみますと、北部地区の感染者が急増しており、名護市を除く北部保健所管内の8町村で、これは8月末でございませけれども228人、うち本部町が89人となり、実に39%が本町の感染者となっております、さらに9月に入っても大変厳しい状況が続いていると。このことから、ワクチンの接種は、スピード感を持って対応する必要があるというふうに考えます。

そこで通告前と違うと思われるので、直近の接種状況について、先ほど町長からもありましたけれども、再度、感染者数について、お伺いさせていただきたい。よろしくお願いします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、仲程議員にご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者についてでございますが、議員おっしゃるように、7月から感染者が増え始めてきているんですが、1週間ごとのこの感染者の動向を追っておりますが、一番多かった週が、1週間に本町で36人の感染者が出ておりました。これが8月の終わりから、9月にかけての感染者の一番ピークの時期でございます。その後、1週間の感染者が15人に今減ってきてまして、今週におきましては、まだ集計中ではありますが、6人ということで、感染者は一時的に高い時期がありましたが、現在は減ってきているという状況になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 これはあれでしょうか。今日の小学校の感染者も報告を、教育委員会から受けましたけど、それも含んでということでしょうか。それは除くということでしょうか。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、仲程議員にご説明いたします。

今、申し上げた数字につきましては、子供たち全て含まれた数字となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 分かりました。引き続き接種率の向上のため、頑張ってくださいと思います。

②今後の対応についてお伺いをいたします。昨日の議員の質問とかぶるところもございませけれども、去る9月5日の新聞の紙面報道によると、県医師会の発表ではコロナ感染者は既に限界、また県内消防署の聞き取り調査によりますと、緊急搬送が739件、これも9月5日現在ですね。病院探しが30分超、最大では沖縄市の162分という報道がされておりました。近隣の名護市でも30分以上が14回、最長待ち時間が65分というような報道がありました。

本町に限っては、本部・今帰仁消防組合については、空欄になっていましたので、そういう事実はないのかどうか。私も直接、消防に確認をしてみましたら、本部・今帰仁消防組合の状況については、保健所と連携を密にしており、救急搬送はあるが、待ち時間はないとのことでありま

した。気になって、昨日も実は再度、直近の状況を確認したら同様の返事でありました。いずれにせよ、本町でも感染者が拡大すると、このような状況になることは必至であると考えております。

北部地区の感染者も昨日の話では収束に向かいつつあるという情報もありましたけれども、依然医療機関が逼迫しており、自宅、ホテル待機者が減少しない状況であると聞いております。このような待機者の支援、一般接種、増加している若年層の接種、今日の朝の話もちよっと気になるところでして、若年層の接種計画、今後の対応について、再度質問させていただきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、仲程議員にご説明いたします。

今後のワクチン接種の計画についてであります。今現在、本町は集団接種、もとぶ文化交流センターに多くの方を集めて、一斉に接種を行う集団接種と、あと町内の個別医療機関で個々に対応できるように接種する個別接種、2つに分けて接種を行っているところであります。

集団接種につきましては、1日400人の方をご案内してやっております。個別接種につきましては、やまだクリニックで1日30人、もとぶ野毛病院で1日70人程度、1日100人の枠を今準備しております。先ほど話がありました小児科とも連携をしまして、9月の末ごろからは、1日数人程度は小児科の中でも打てるように準備はしているんですが、今回、児童生徒を中心に学校でも感染者が出ておりますので、接種を急ぎたいということで取り組んでおりますが、小学校6年生から高校3年生までおよそ800の方がいらっしゃいます。今実際、この子供たちにつきましては、個別医療機関で予約をされたり、今回のこの集団接種に申し込みしていただいているんですが、今現在、約400の方が申し込みをしていただいているような状況にあります。800人のうち400人、約2分の1の方が今、予約をされている状況となっておりますので、全国的に今、若い方の接種率が低いと問題になっておりますが、そういう中でこれだけ子供たちの予約を入れていただいていることに、安心もしているんですが、今後ともしっかり周知をやって、実際今申し込みしていない方は、何かしらそこを考えている方が多いと思いますので、しっかりと情報を伝えて、ワクチン接種をやっていただきたいと思います。我々は集団接種でもできますし、個別接種でもできます。こういう中で選べるようになっておりますので、10月末までには、しっかり希望する一般の方はじめ、子供たちに接種をやっていきたいということで考えています。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 今後の対応ですけど、他都市地区等々で実施している、妊婦、そしてその家族の優先接種、若年層の優先接種等々を含めての対応は考えていないかについて、伺います。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 子供たち、また妊婦、若年者含めた対応についてであります。本町につきましては、全ての12歳以上、全ての方に接種券を郵送しております。どなたでもすぐに今は予約ができるように準備しておりますので、特にこの方々だけ優先枠を設けないと

接種ができないという状況ではございません。どなたでも受けられるような状況になっています。

特に、保健師もいますので、例えば母子、妊婦で支援が必要な方がいらっしゃいましたら、我々がそういう専門職から声をかけて、接種の勧奨をすとか、そういうこともできますので、引き続き取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 よく分かりました。

それでは次の質問、防災無線放送設備の運用について、質問をいたします。

不具合設備の改善についてでございますけれども、防災無線放送機器、行政無線放送による放送が非常に聞きにくいというような苦情が多々あります。私の住んでいる瀬底地区でも、以前からそのような苦情が絶えない。このことから今回、町内の公民館に出向き、直接区長の声を聞いてみました。ヒアリングを行った結果、全行政区というわけにはいけませんでしたけれども、おおむね重要性地区の区長からは、3番目のことも含めて聞き取りを行っております。結果として、区民から同様の苦情があるというのが、皆さん同じ回答を得ました。特に保守管理に問題があるというふうに聞いております。中には故障で、二、三か月放置されている行政区もあると、直で区長から聞いております。

区長会でも、助成要求はしているが、一向に改善されないと。放送設備は行政防災放送設備、Jアラート、行政区の放送設備、全てに連動していると聞いております。迅速な補修、管理体制を整えないと、有事の緊急事態の情報伝達に大変、憂慮される問題でございます。問題点を整理して、早急に改善する必要があると思われませんが、当局の見解を伺いたいと思います。

また、設備等の導入経緯、これは全国的なことなんでしょうけれども、その契約内容、保守管理の方法、先ほどの答弁にもありましたけれども、それから導入費用、耐用年数等々についても、併せて伺いたいと思います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

まず、導入の経緯から説明をさせていただきます。導入の年は町長から先ほどありまして、平成24年度の北振事業、24年、25年と続けて北振事業で整備をいたしまして、平成26年の4月から供用開始をしまして、現在8年ということでございます。

整備をした経緯でございますが、災害対策基本法というのがございまして、その中で国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するために、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。努力義務でありますけれども、その中の5号に、防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項ということで、防災上必要な通信設備の整備に努めなければならないということで、それが導入の根拠、当時の根拠でございまして、その法律を受けまして、整備に入ったところでございます。

整備費用は、3億2,808万4,000円、こちらは防災無線のみではなくて、光ファイバー、光通信網、これは行政の光通信網です。名護から回して専用回線を引くこと。そして防災行政無線の整

備、そして防災カメラ8か所整備しました。防災カメラの整備ですね。あと町内のWi-Fiスポット等々の整備を一括で整備して、約3億2,800万円の費用をかけております。

そして耐用年数でございますが、耐用年数は大きく分けて2つございまして、機器でございますが、例えば通信ケーブル、スピーカー、送受信機は、耐用年数10年で、鉄筋コンクリートもあわせまして整備しましてスピーカーをつける鉄筋コンクリートは42年ということになってございまして、機器に関しては10年でございます。

先ほど議員からありましたように、苦情が多いと。特に聞きづらい、聞こえない等々、確かに受けております。昨年度あたりから故障が多くなってきたところでございます。経過8年、今現在なっておりますけれども、やはり沖縄の暑さ、直射日光、そして台風時の風、雷、そして塩害などで、ここ2年は非常に故障が多くなってきているところでございます。通報とかあるいは報告等がありましたら、すぐに現場には駆けつけるような体制を今、とっているところではございます。ただものによっては、おっしゃるとおり、機器交換であれば3か月を要するものもございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 これは各行政区にモニターと申しますか。要するに人、状況を防げる、交換できる現状がどうなっているか、聞こえてますかというチェックできるモニターとかの設置はされていないのでしょうか。

それと区長会あたりで、いろいろと聞いていると思っておりますけれども、特に何に問題があるか。要するに区長からの要望、指摘の中で、何に問題があるのかということをお聞きしたい。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

1点目のモニター設置、モニターというのは、スピーカーとか、区長が確認できるようなものがございますが、それは各公民館の上にはスピーカーを設置してありますが、それ以外の同じ区の公民館から離れたところのスピーカーが鳴っているか、鳴っていないかというのは、公民館では確認できないような、今のシステムではそのような状況になっています。何が一番、問題になっているかという、今ということなんですけれども、ほとんどが音が出ない、雑音が入っている。あるいは小さい、異常に大きく鳴っている等々が、スピーカーから出る音の関係が多いです。その要因は様々でありまして、これを見つけるのを苦慮しているというのを、保守業者から聞いてございまして、例えば瀬底が壊れたら、いろんな複雑な通信網になってございまして、古島が聞こえなくなるとか。そういったものなので、漏水を調べるような形で、たどって、たどっていくような形で、原因はスピーカーから出ないんですが、この現象はスピーカーから音が出なかつたりするんですけれども、その原因というのがケーブルであったり、送信機、受信機であったり、いろんなケースが考えられて、まずそれを探すのに時間がかかるという現状があります。

付け加えまして、すみません。今年に入りまして、相当増えてございまして、半年で40件です。1週間当たり1.5件、非常に多くなっています。去年が大きなもので11件でしたので、今年また

さらに増えていますので、この状況がなかなか時間がかかっている要因でもあります。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 屋外拡声器、いわゆるスピーカー、この設置箇所、これは例えば瀬底でしたら3か所だと私は聞いておりますけど、行政区ごとにこの個数は変わるんでしょうか。全部それぞれ3台ずつの配置ということでしょうか。

また、その設置箇所については、業者任せにしているのか。地域の声も聞いているとは思いますが、そこら辺について、お聞きをしたい。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

スピーカーの設置箇所でございますが、各行政区ごとかわります。一番少ないところで字大堂は1か所。一番多いところで字豊川の10か所、その違いですが、当時整備するときに調査が入っております。調査の中で、建物例えば大きな建物があると、どうしても音が通らない等々、分けたりして、上のほうにいけば1か所から一つの電柱から複数にやれば全地域にいくとか。いろんな調査をやっております、そのスピーカーの設置箇所が1か所から10か所と、調査によって変わると。大堂の1か所には1基ではなくて3基、スピーカーがついていると。1か所について、3基が3方向に向いてついているというようなこのような調査を含めて、全体で85か所のスピーカーを設置しているということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 地域の声は反映されていないんでしょうか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

地域全体の声というのは、なかなか厳しいものが当時あったと聞いておりまして、区長とは十分調整してルート、調整しての現場調査に入っているということでございます。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 拡声器が多ければ多いほどいいというものでもないかもしれません。多ければそのハウリングにも起きますし、それぞれの行政区において形状と申しましょうか。私が聞き取りを調査した結果では、比較的こうフラットな地域、それと密集した地域、例えば備瀬、そういうところは特に問題ないという区長の話聞いております。ただ備瀬区に関しては、この上のほうに部落がありますよね、新里寄りの、あそこは4か所ぐらいあるらしい。要するに備瀬管轄の個数的に。そこは非常に聞きにくいと。ということは、考えてみたら水平に飛んでいくのかと、私の素人考えですけれども、あそこだけは聞こえない、このフラットの地域は聞こえますということからしても、そういった問題もあるのかと。割とこう各行政区、聞いてみたら、瀬底の場合は四方海ですから逃げていく可能性がある。あるいは崎本部当たりでしたら、アップダウンが激しい、そういうところ等々については、非常に聞きにくいのかなと。その機器の形態にも問題があるのかというふうに思っております。

それとあと一つは、6時30分になりました。老人の寝る時間ではなくて、子供たちの帰る時間でしたか。それは鮮明に聞こえるんです。これは各行政区同じような回答がありました。それからすると、システムは一緒だと思うので、何であれが聞こえて行政の放送が聞こえないのか。そういう部分もたどっていけば解明できるんじゃないかと私は思ったんですけども、そこら辺の情報等々は、区長会あたりで出ておりませんか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

6時30分の子供、生徒2名の声は非常によく聞こえると。あれは録音ですけども、区長から報告を受けております。

私も行政区のほうに足を運びまして、音を聞いたり、あるいは区長の話の聞いたりして、お叱りも受けているところでありですけども、その現象も確認しました。その現象も補修業者のほうには伝えておまして、同じスピーカーから出るのに何で違うかということで、今それは調査している状況でございまして、町としても把握はしております。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 それと保守管理についてでございますけれども、私確か前にも総務課長に聞いたかな。いわゆる行政区においては、たらい回しをしているんじゃないかという話を申しました。NTTに一括委託をしているという話を聞いておりますが、その中で2か所ぐらいの業者が出入りしている。A業者が入ってきた、この箇所を直してくれといった場合に、「これ自分たちの管轄ではありません」と、当然行政区というのは、NTT1社という認識ですから、「なんでそうなの」というのがまず、そういう疑問が出てくるわけです。Aか所には直しました。Bか所はそのまま放置されているというような状況も発生しているということからしても、業者の指導等については十分行っていただきたいと思っております。

このようないわゆるトラブル等々が、要するに耐用年数10年に対して8年経過しているということからすれば、金額的にも3億円という非常に膨大な予算になりますけれども、導入のいずれにしても、こういう時期にきているわけですから、年間40件の故障等が発生しているということからすれば、これは人の命に関わる緊急放送、人の命に関わる問題ですから、それについては更新、設備の更新も考えるべきだろうと思っております。私が提案したらあれですけども、行政無線機は、屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、避難場所や防災拠点家庭において、直接、防災情報を取得するための重要な手段である。申すまでもなく、そうでございます。屋外スピーカーは、豪雨時と荒天時には音声聞きづらいとの欠点がある、これは全国的にもそういうのがあろうです。このことから、総務省、これは消防庁になるんですかね、からは戸別受信機の普及促進の取組それを行っているということを見っております。それからしますと、これは当然、各家庭に戸別受信機が配置されるわけですから、弱者、自宅療養している皆さん含めて、そういう方々に対してのいろんな情報・伝達こういったのは、確実に情報として入ってくる。現状のスピーカーでは、こういう人たちにはもちろん聞こえないわけですから、その改善のためにも、そう

いった取組をしていると。内容としては親局、操作卓、屋外拡声器子機と一体で整備するとともに、維持管理を含め、債務負担行為による複数年にわたる計画的な導入、これは先ほどの3億円という膨大な予算でございますので、複数年にわたって導入していく。そして戸別無線機を市町村役場で配布して、住民自ら設置するというふうな手法のようでございますけれども、これにつきましては、要するに予算的に非常に膨大な予算になるということもあろうかと思うんですけれども、総務省としては、導入にあたっては今後、機器の機能に係る標準的なモデルの作成等々の検討会を設置して、機器の量産化、そして低廉化を図る案からしめる購入しやすい機器を開発して自治体が入手できる、低額で入手できるようなことを図ろうということで今、進めているようであります。これについては、8年を経過した本町でもこれにのっかって中長期的にはいかないから、もう10年ですから、もうすぐ二、三年後には、そういうのができるかもしれませんが、戸別受信機の導入を検討する必要があるか。検討しているかどうか、それについてお伺いしたい。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、仲程議員にご説明いたします。

先ほど、議員からの提案ということで受けさせていただきましたけれども、屋外スピーカーと戸別受信機の両たての活用でございます。どちらも一長一短あるのが、先ほど議員からあったとおりでありまして、両方を屋外スピーカー、特別受信機、備えるが今の状況では一番ベストということで、私どもも考えているところであります。

その取扱っている業者からも、いろいろと情報を収集しているところでありまして、私たちが見る限り、説明を受けている限り、今大体戸別受信機が4万円程度、掛ける6,000個にすると約2億4,000万円程度、それが消防庁が進めている低廉化になれば、また下がってくるのではないかという期待もしているところではあります。いずれにしても、更新はしないといけないものだと捉えておりますので、国庫補助の活用をタイミングを見て、ぜひ事業化したいということでございますので、屋外スピーカー等は、電柱等はまだまだ使えますので、その辺をうまく再利用しながら、更新を今後、国庫補助を使ってということで念頭にに入れて進めてまいります。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 放送設備は緊急時の情報伝達に欠かせない設備であると、先ほども申しましたけれども、同時に各行政区の区民への情報伝達、生命線でもあるわけです。抜本的な改善に向けて取り組んでいただきますよう、強く求めたいと思っております。

次の質問、先ほどの2の質問、防災無線ですね。同様な行政区10か所の区長のヒアリング結果も参考にさせていただきます。議会だよりは本町の広報誌同様、町民が知り得る貴重な紙媒体である。よって高齢者はじめ、町民が分かりやすいように地域での事例も織り交ぜて、次の質問は掘り下げた内容で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

環境保全の推進についてでございます。地球温暖化などの問題が世界的に課題となっている。中でも喫緊の課題は廃棄物、リサイクル対策だと言われている。今回は本町における問題点、2

点ほどお伺いをしたいと思っております。

1. 漂流漂着ごみの処理、先ほども町長のほうからも説明がありましたけれども、町としては進めているという話もございましたけれども。2点目に、集落内いわゆる樹の剪定作業に伴う発生材、要するに枝打ちの発生材等々について、お伺いしたいと。ごみの問題は大変難しい問題だと私も思っております。町、県の管轄、例えば港湾区域であれば、県から受託を受けている港湾区域であれば町の管轄、海浜は漂着ごみについては、県の管轄ということで、それも理解した上で、これからの次の議論を展開していきたいと思っております。

1の漂着ごみの処理について、去る12月の定例会の一般質問の中で、地域及び近隣自治体の事例等を詳細に取り上げ、改善要求が求められている。その質疑応答を、私も議会だよりのハイサイで拝読させていただきました。本町の実態はまさにそのとおりです。汚れた浜だらけでございます。その要求に対して、当局の回答は「海岸の管理は県の管轄なので、現状を調査して、県に要請していく」と、その調査、要請結果も聞いてみたいものでございます。どのような結果になったか。

瀬底での実態を申し上げる。瀬底では「むんじゅる会」といまして、これは老人会のことですけれども、及び地域のボランティアの皆さんを中心に、現在はコロナ禍で中止をしておりますが、常時海浜の清掃を行っております。特に台風一過には、ものすごい量のごみが漂着、清掃は人力だけでは対応できず、重機を投入しているのが現状であります。今回も4月の下旬に一斉清掃を実施し、2トン車、三、四台ぐらいの大量のごみを回収しております。これまでの回収ごみの処理を、町が県から受託している港湾区域の漂流、漂着ごみと一緒に選別し、清掃組合に持ち込んでいた。今年からは、収集ごみの処理は、砂交じりで清掃組合に持ち込むことができないとの、役場職員の判断から、今年度に入り持ち込みを停止している。これは当然の話、砂交じりのごみは搬入できないというのは、私も十分理解をしております。このようなことから、瀬底区といたしましては、所管である県に電話し、県の担当者に現場を確認させ、県で処理するということになりました。

4月ですからもう5か月も経過しております。これが私も今日また再度確認したんですけど、まだ処理されていない。しびれを切らした区長は、再度、北部土木事務所に電話し、「今月中に撤去する」と、「回収する」という約束を取り付けてございます。先ほど私がビーチをおりて、途中で重機を積んだ車が入ってきましたので、恐らくそれじゃないかと私は期待をしておりますけれども、撤去作業の重機を持ち込んだんじゃないかというふうに推測しましたけれども、このような状況で5か月も放置されていると。瀬底地区というのは、ご存知のように今はコロナ禍で、ビーチも駐車場等も閉鎖しておりますけれども、大変裏のクニバマビーチ同様、非常に海水浴客でごった返すところでございます。そこに来た観光客にはどう見えるんでしょうか。これは町の管轄、県の管轄、こんなのは関係ないんです。要するに事案は本部町で起きているわけですから、本部町が悪いということになってしまうわけです。そういうことからしても、特にこれからは9月、10月については、台風シーズン、漂流、漂着ごみはさらに多くなります。県も停滞した理由

としては、予算の裏付けがない。予算をかき集めて対応するというこの理由で遅れているという説明をしているようではありますけれども、まずその県がそういう状況でありますので、このごみに対する環境保全に対する意識は低いのかなど。私は逆に思ったんですけれども、そういうような状況でございます。その漂着ごみは、処理が遅れたことによって、去る台風14号がありまして、要するに沖縄への襲来というのはなかったんですけれども、その高波というのがありました。多くの老人会を動員して清掃作業を実施し集積した。2山積んでありましたけれども、これも先ほど言いましたように、2トン車、三、四台分ぐらいの量を2山に分けて集積してあったわけですが、残念なことにこのうちの1山の2分の1は波が持って行ってしまった。波に飲み込まれてしまった、こういう状況。我々としては、すぐに回収してくれるものだと思って、そこに集積をしていたわけですが、結果的にはそういうふうになってしまって非常に残念。これがまたどこかの浜に漂着しているのは、これは間違いない。この悪循環の繰り返しなんです。そういったのも踏まえて、こういう状況になると、これからボランティアを動員してのいわゆる清掃作業というのが、非常に恐怖である、逆に。というような状況でございます。このような状況、当局はどのように捉えているのかについて、お伺いをしたい。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午後2時29分)

再開します。 再 開 (午後2時36分)

健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、仲程議員にご説明いたします。

海岸のごみについてであります。先ほどお話がありました昨年度の12月議会で、海岸の不法投棄に関するご質問がありました。その中で本町としましては、現在、海岸等に漂着したごみとか、不法投棄されたごみにつきましては、現状としましては、地域の方々、ボランティアの方々の協力を得て、回収し処理しているような状況であります。この回収しているごみにつきましても、本部町・今帰仁村清掃施設組合で処理ができるごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、自然ごみと分けて回収させていただいているような実情があります。その中でも現状の課題としまして、タイヤとか、産業廃棄物、あと家電等のごみにつきましては、ちょっと回収ができていないような状況となっております。その中で、先ほど議員のお話にもありました海岸につきましまして、県管理ということもありまして、本町としましては現在、沖縄県と連携しながら、町内のいろんな海岸がありますが、県や国の補助事業を活用しながら、必要なものは町の財政も入れながら、町独自で何か所かやっている海岸もございます。その質問の中で、今後その海岸の不法投棄について、どのようなものがあるかということで調査の話がありましたが、その後、各行政区に聞き取りを行いました。どのようなごみがあるかということについてであります。例えば、業務用の野菜の籠が放置されているとか。あとは冷蔵庫とか洗濯機、ペットボトルがあります。あとはボートがあるとか、廃材とか、そういったものが町のほうで処理できないごみが多数、海岸にあるということが一応、確認はできております。そういうものを受けまして、去る7月に町長と県の環境部長に会っております。そのときに、先ほどの赤土の問題もあります。本町の不法投棄の問題も海

岸ごみの件もありますので、そういったことを強く部長に要請をしております、町長のほうからですね。一緒にどうにかしてくれということでも話をしております。以上になります。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 私の持ち時間も7分50秒しか残っておりませんので、急いで質問させていただきたいと思っています。

それでは引き続き、これについてはご尽力いただきたいと思っております。海は本町の大きな観光資源であると私は考えております。昨日の赤土の流出問題でも、町長の言葉を使うと環境保全というのは、後世に対する我々の責務であるということをおっしゃってございました。それは私もそのとおりでと思っております。このようなすばらしい海を守るのも、我々の責務であると考えております。本町の観光は、美ら海水族館をはじめとする、いわゆる箱物観光を中心に展開をしております。6月の一般質問でも、私は本町の観光がオーバーツーリズムになった場合の対応について、分散型にすべきであると申し上げました。時間の分散、場所の分散、季節の分散、既に美ら海水族館では、4時からの入館者に対して料金の低減を図る。この時間の分散というのを、一極集中する時間帯を避けて、お客さんにサービスの提供ができるようなシステムを図っております。これは10年以上になりますけれども、季節の分散につきまは、本町が今年度から実施した、いわゆる新緑まつり、これがまさに最たるものだと私は思っております。こういうのがまさに季節の分散ですね。さくら祭りから新緑へ分散させているというのも、非常に大きな成果だと私は思っております。これの内容を充実させて、今後進めていけば、すばらしいものができるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

そういったこれからの海への分散の取組についても、いろんな企画が出てくるだろうと私は考えております。海的环境保全はこれには必須だと思っております。また環境保全を図り、海洋生物の生態系を学ぶことによって、漁業業者との共存、共営も図れると思っております。時間がありませんので、急ぎます。

次に、これは回答は結構でございます。後で総括的に町長から見解を伺いたいと思っておりますので、回答は結構でございます。2の街路樹の剪定作業に伴う発生材の処理について、私が住んでいる瀬底島の例だけとると、非常に恐縮ではございますけれども、瀬底区では環境、景観保全、区民の安全性確保の観点から、毎年3回ほど区民総出の集落の一斉清掃を行っております。これはずっと先人たちから引き継いだ事業、総出で清掃作業を行っております。正月前の12月には沿道、それと農道の草刈り作業とお盆前の8月には拝所、いろいろ繁茂する集落内の市街地下流下の枝打ち等の作業を行っている。その発生材の処理、非常に困りはてているというのが現状であります。バイオマス工場に持ち込みたいが、量が多い。今回もかなり抑えたんですけども、それでは2トントラックの4台分がありました。ということで、トン1万円といたしますから、かなりの負担であります。行政区では適当な場所に集積場を設置し、外部からの一般ごみの不法投棄場所になっている等々、多々問題があると聞いております。またその清掃作業を実施したいが、後処理に困っているのでは実施しなかったという行政区もあるように、私は伺いました。そういうよう

に感じました。そのようなことも踏まえ、今後町として、取り得る方策はないのかについて、お伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今、有機資源のお話だと思いますけれども、町から出る有機資源については、できるだけ循環の形、体系に持っていこうというようなことで、町としても議員ご存じのとおり、数年前に国庫補助事業をこしらえました。そしてバイオマス事業協同組合ということで組合組織をつくりました。その組合組織を受け皿にして、国庫補助事業でもって、有機資源の処理施設をこしらえました。それ以前は、どこに持っていっただろうと思いますけれども、名護市とかに持っていって、相当高額な単価で処理していたようですけれども、そういったことで町内で対応していこうというようなことでやっております。ですので有機資源については、チップにしたり、あるいはまた堆肥にしたりやっております。それ以外にまた集落の中から、集落の清掃のときに出るものについては、料金を軽減させるか、発生させないようなことというものを、検討していかなければいけないなということを考えたところでございます。

いろんな形でまた町の持つガラスリサイクルの施設もございまして、ああいったものを活用して、有機資源については、そういったところで処理して行って農地還元をしていくというようなことが環境保全につながるんだらうと。こういうふうを考えております。その辺をしっかりとまた調整をしながら、対応していこうと思っております。先般も、船主会のほうが清掃したときも、そういった課題が出まして、確か役場のほうで面倒を見て、ガラスリサイクルのあの場所集積しておいて、そこで腐熟させて有機資源に持っていこうというようなことで、こんな形で話を進めているというような現状にございます。

なお、先ほどからご議論ありますように、本部町は観光地でありますし、海岸というのは県の管轄であれ、これは訪れる観光客からすると、紛れもなく「本部町は」といったようなお話になりますので、ですからいろんなボランティア団体も活用しながら、そしてボランティア団体が動きやすいような体制と体系をつくるのが、また役場のほうだと思っております。集落の中でもボランティアとして、集落の美化清掃などもできるような環境づくり、機関をつくりだしていくのが、行政の仕事ですし、今後そういった部分に対しまして、これまで以上に力を入れていきたいと、このように考えております。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 私も、先ほど町長からありましたように、バイオマス工場の料金補助は考えられないかというのも質問しようと思ったんですが、先ほど検討しているという話も含めてお聞きをしましたので、これについては飛ばします。

私の提案ですけれども、このような形で当面はいいのかもしれませんが。ただ恒久的に改善をしていくには、次の方策は私は最適だらうと思っております。

先ほど町長からもありましたように、バイオマス工場については、国庫補助だという話を聞きました。それでいろいろと調べた結果、国交付金の活用、環境省所管の循環型社会形成推進交付

金というのがあります。恐らくそれを使ってバイオマスも造ったと思うんですが、その中でも漂着ごみの処理施設の設置というのは、項目の中に出てまいります。ご存じだと思いますけれども、支援があります。それを活用して、処理施設を設置、資源ごみを再生利用、あるいは先ほど町長おっしゃいましたように、発生材は堆肥化すると。ごみから分離される砂は土壌改良、建築材料に使用できないか。今帰仁村も同様な問題を抱えているようでありまして、本部・今帰仁村施設清掃組合に処理方法を設置すべきだと、私は考えております。それについて見解を伺いたい。

最後に環境保全、時間もありませんので、環境保全、全体を通して町長の見解を手短で結構でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 基本的には、環境の保全については、個人のレベルでは難しいところについては、当然のことですけれども、行政の側面から財政投入もしながらやっていくべきだと思いますし、それは今後、これまで以上に対応しなければいけないと思っております。

また、個人の段階でも、ここに環境保全、あるいはまちの美化を含めて、その気持ちを醸成していく、高めていくといったようなことというのが、極めてこれは今後重要になってくるんだろうと思っております。先ほども課長のほうからもありましたけれども、海岸端に行くと、誰が捨てたか分かりませんが、電化製品の使い古しのものが山積みになっておいたり、あるいは不法投棄は禁止しますよといったようなことで、パトロールをしなければいけないというこの現実というものをどう見るのかということもございます。ですから、それは幼少の頃から、学校教育も含めて、この町に住む個々人の気持ちをどうつくりだしていくのかというようなことが、とても重要なことになろうかと思っております。ですので、長いロングランのスパンの中で、対処していくものと、それから今すぐ対処していくものと、いろいろと考えながらやっていきたいところ思っております。いずれにせよ、当面はボランティア団体のほうが、活発に活動しやすいような、そういう環境をお互いに整えることができればと思っておりますので、また議員各位のほうもよろしくお願いをいたします。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 はい、ありがとうございます。

ボランティアの意識も高まってきております。学校の子供たちの中でも環境教育という観点から、いろんなごみ等に関してのことをやっているとお聞きしております。ぜひ、本町は観光立町としての、ほかの地域のモデルになるような、また来たい町づくりをしていただき、これがひいてはリピーターの増加につながると私は思っております。そういうことで、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 松川秀清 これで1番 仲程 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午後2時53分)